

平成 26 年 2 月 21 日

各位

会社名 株式会社ソリトンシステムズ
代表者 代表取締役社長 鎌田 信夫
(コード番号：3040)
問合せ先 執行役員管理本部長 田嶋 哲人
(TEL：03-5360-3801)

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 26 年 2 月 21 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じ。）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要政策の一つとして位置づけ、利益分配につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実現していくことを基本方針としております。また、当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、資本効率の向上を図るとともに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを配慮したものであります。

かかる状況の下、平成 25 年 12 月上旬現在、当社の第一位株主である有限会社 Zen-Noboks（平成 26 年 2 月 21 日現在の保有株式数は 4,878,400 株であり、発行済株式総数の 9,869,444 株に対するその保有する割合[以下、「当社株式保有割合」といいます。]は 49.43%[小数点以下第三位を四捨五入、以下発行済株式総数に対する割合の計算において同じ。]に相当します。以下、「Zen-Noboks」といいます。）より、その保有する当社普通株式の一部を売却する意向がある旨の連絡を受けました。同社は、当社の代表取締役社長である鎌田信夫の個人資産管理会社であり、鎌田信夫が同社の代表取締役社長を兼務しております。

これを受け、当社は、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響、並びに当社の財務状況等を総合的に鑑み、平成 26 年 1 月上旬、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。

まず、当社が当該株式を自己株式として取得することは、当社の 1 株当たり当期純利益（EPS）の向上や自己資本当期純利益率（ROE）などの資本効率の向上に寄与し、経営体質の強化に繋がること、また、かかる自己株式の取得を行った場合においても、当社の財務状態や配当方針に大きな影響を与えないこと等を総合的に勘案し、かかる自己株式の取得が上記に掲げる利益配分に関する基本方針に合致す

ると判断いたしました。

自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

本公開買付けにおける買付け等の価格（以下、「買付価格」といいます。）の決定については、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。

そこで当社は、上記の検討を踏まえ、平成 26 年 2 月中旬に、当社普通株式の市場価格からディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について Zen-Noboks に打診したところ、同社が保有する当社普通株式の一部である 592,200 株（発行済株式総数に対する割合 6.00%）の応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

これを受け、当社は、当社の財務状況及び過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付価格の市場株価に対するディスカウント率等を踏まえて、買付価格について検討してまいりました。当社は、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（平成 26 年 2 月 20 日）に、同日（平成 26 年 2 月 20 日）までの過去 1 ヶ月間の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）JASDAQ 市場（以下、「JASDAQ」といいます。）における当社普通株式の終値の単純平均値 817 円（円未満四捨五入。以下終値の単純平均値の計算において同じとします。）に対して 14.32%のディスカウント率を適用した 700 円（円未満四捨五入）を買付価格として Zen-Noboks に提示し、協議いたしました。その結果、Zen-Noboks より上記条件にてその保有する株式の一部である 592,200 株（発行済株式総数に対する割合 6.00%）を本公開買付けに対して応募する旨の回答を得られました。また、本公開買付けに対して応募しない当社普通株式 4,286,200 株（発行済株式総数に対する割合 43.43%）については継続して保有する旨、回答を得ております。なお、Zen-Noboks は応募する 592,200 株のうち、73,800 株を株式会社三井住友信託銀行に担保として提供しておりますが、平成 26 年 2 月 21 日現在、当該担保権の担保権者との間において担保権を解除するための手続き中であり、担保権を解除のうえ応募するとの報告を受けております。

また、本公開買付けにおける買付予定数については、Zen-Noboks 以外の株主にも応募の機会を提供するという観点から、690,900 株（発行済株式総数に対する割合 7.00%）を上限といたしました。

以上の検討及び判断を経て、当社は、平成 26 年 2 月 21 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施することを決議いたしました。なお、当社代表取締役社長である鎌田信夫は、Zen-Noboks の代表取締役社長を兼務しており、本公開買付けに関して特別利害関係を有することから、当社と Zen-Noboks との事前の協議には同社の立場からのみ参加し、当社の立場からは参加しておらず、本公開買付けに関する取締役会の審議及び決議には参加していません。

なお、本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定ですが、当社が平成 26 年 2 月 14 日に提出した第 36 期第 3 四半期報告書に記載された平成 25 年 12 月末現在における当期連結ベースの手元流動性（現金及び預金）は約 32 億円であり、本公開買付けの買付資金を充当した後も、当社の手元流動性は十分に確保でき、さらに事業から生み出されるキャッシュ・フローも一定程度蓄積されると見込まれるため、当社の財務健全性及び安全性は今後も維持できるものと考えております。

す。

本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。具体的に決定した場合には速やかに公表いたします。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容（平成 26 年 2 月 21 日開示）

（1）決議内容

種類	総数	取得価額の総数
普通株式	691,000 株（上限）	483,700,000（上限）

（注 1）発行済株式総数 9,869,444 株（平成 26 年 2 月 21 日現在）

（注 2）発行済株式総数に対する割合 7.00%（小数点以下第三位を四捨五入）

（注 3）取得する期間 平成 26 年 2 月 24 日（月曜日）から平成 26 年 4 月 30 日（水曜日）まで

（2）当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等

該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

（1）日程等

①取締役会決議	平成 26 年 2 月 21 日（金曜日）
②公開買付開始公告日	平成 26 年 2 月 24 日（月曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)
③公開買付届出書提出日	平成 26 年 2 月 24 日（月曜日）
④買付け等の期間	平成 26 年 2 月 24 日（月曜日）から 平成 26 年 3 月 24 日（月曜日）まで（20 営業日）

（2）買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 700 円

（3）買付け等の価格の算定根拠等

①算定の基礎

当社は、買付価格の算定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、基準の明確性及び客観性等を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。また、当社普通株式の市場価格として適正な時価を算定するためには、市場株価が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいこと等を勘案し、東京証券取引所 JASDAQ における、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成 26 年 2 月 21 日の前営業日（同年 2 月 20 日）の当社普通株式の終値 710 円、同年 2 月 20 日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 817 円、及び同年 2 月 20 日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 831 円（当社は平成 25 年 12 月 17 日を効力発生日として普通株式 1 株につき

2株の株式分割を行っております。よって過去3ヶ月間の終値の単純平均値の計算においては、当該株式分割の権利落ち前の終値について当該終値を2で除して得た数値を終値として計算しております。以下、3ヶ月間の終値の単純平均値の計算において同じとします。)を参考にいたしました。

一方で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが妥当であるとの結論に達しました。ディスカウント率については、過去の自己株式の公開買付けにおける事例を踏まえて検討することといたしました。

そこで当社は、上記の検討を踏まえ、平成26年2月中旬に、当社普通株式の市場価格からディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について Zen-Noboks に打診したところ、同社が保有する当社普通株式の一部である 592,200 株（発行済株式総数に対する割合 6.00%）の応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

これを受け、当社は、当社の財務状況及び過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付価格の市場株価に対するディスカウント率等を踏まえて、買付価格について検討してまいりました。当社は、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（平成26年2月20日）に、同日（平成26年2月20日）までの過去1ヶ月間の東京証券取引所 JASDAQ における当社普通株式の終値の単純平均値 817 円に対して 14.32%のディスカウント率を適用した 700 円（円未満四捨五入）を買付価格として Zen-Noboks に提示し、協議いたしました。その結果、Zen-Noboks より上記条件にてその保有する株式の一部である 592,200 株（発行済株式総数に対する割合 6.00%）を本公開買付けに対して応募する旨の回答を得られました。

以上を踏まえ、当社は平成26年2月21日開催の当社取締役会において、買付価格は、東京証券取引所 JASDAQ における取締役会決議日の前営業日（平成26年2月20日）までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 817 円に対して 14.32%のディスカウント率を適用した 700 円（円未満四捨五入）とすることを決定いたしました。

なお、買付価格である 700 円は、東京証券取引所 JASDAQ における本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成26年2月21日の前営業日（同年2月20日）の当社普通株式の終値 710 円から 1.41%（小数点以下第三位を四捨五入）、同年2月20日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 817 円から 14.32%（小数点以下第三位を四捨五入）、同年2月20日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 831 円から 15.76%（小数点以下第三位を四捨五入）を、それぞれディスカウントした金額になります。

②算定の経緯

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要政策の一つとして位置づけ、利益分配につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実現していくことを基本方針としております。また、当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、資本効率の向上を図るとともに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを配慮したものであります。

かかる状況の下、平成25年12月上旬現在、当社の第一位株主である Zen-Noboks（平成26年2月21日現在の保有株式数は4,878,400株であり、当社株式保有割合は49.43%に相当します。）より、その保有する当社普通株式の一部を売却する意向がある旨の連絡を受けました。同社は、当社の代表取締役

社長である鎌田信夫の個人資産管理会社であり、鎌田信夫が同社の代表取締役社長を兼務しております。

これを受け、当社は、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響、並びに当社の財務状況等を総合的に鑑み、平成 26 年 1 月上旬、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。

まず、当社が当該株式を自己株式として取得することは、当社の 1 株当たり当期純利益（EPS）の向上や自己資本当期純利益率（ROE）などの資本効率の向上に寄与し、経営体質の強化に繋がること、また、かかる自己株式の取得を行った場合においても、当社の財務状態や配当方針に大きな影響を与えないこと等を総合的に勘案し、かかる自己株式の取得が上記に掲げる利益配分に関する基本方針に合致すると判断いたしました。

自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

買付価格の決定については、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。

そこで当社は、上記の検討を踏まえ、平成 26 年 2 月中旬に、当社普通株式の市場価格からディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について Zen-Noboks に打診したところ、同社が保有する当社普通株式の一部である 592,200 株（発行済株式総数に対する割合 6.00%）の応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

これを受け、当社は、当社の財務状況及び過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付価格の市場株価に対するディスカウント率等を踏まえて、買付価格について検討してまいりました。当社は、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（平成 26 年 2 月 20 日）に、同日（平成 26 年 2 月 20 日）までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所 JASDAQ における当社普通株式の終値の単純平均値 817 円に対して 14.32%のディスカウント率を適用した 700 円（円未満四捨五入）を買付価格として Zen-Noboks に提示し、協議いたしました。その結果、Zen-Noboks より上記条件にてその保有する株式の一部である 592,200 株（発行済株式総数に対する割合 6.00%）を本公開買付けに対して応募する旨の回答を得られました。

以上を踏まえ、当社は平成 26 年 2 月 21 日開催の当社取締役会において、買付価格は、東京証券取引所 JASDAQ における取締役会決議日の前営業日（平成 26 年 2 月 20 日）までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 817 円に対して 14.32%のディスカウント率を適用した 700 円（円未満四捨五入）とすることを決定いたしました。

なお、買付価格である 700 円は、東京証券取引所 JASDAQ における本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成 26 年 2 月 21 日の前営業日（同年 2 月 20 日）の当社普通株式の終値 710 円から 1.41%（小数点以下第三位を四捨五入）、同年 2 月 20 日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 817 円から 14.32%（小数点以下第三位を四捨五入）、同年 2 月 20 日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 831 円から 15.76%（小数点以下第三位を四捨五入）を、それぞれディスカウントした金額になります。

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	690,900 株	一株	690,900 株

(注 1) 本公開買付けに応じて売付け等をした株券等（以下、「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数（690,900 株）を超えないときは、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の数の合計が買付予定数を超えるときは、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。）第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 6 年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。）第 21 条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注 2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等に要する資金

492,930,000 円

(注) 買付予定数（690,900 株）を全て買付けた場合の買付代金に、買付手数料及びその他費用（本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費用等の諸費用）の見積額を合計したものです。

(6) 決済の方法

①買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

(公開買付代理人)

岡三証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 17 番 6 号

②決済の開始日

平成 26 年 4 月 16 日（水曜日）

③決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額（注）を控除した金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）が「公開買付応募申込書」において指定した方法によりお支払いします（送金手数料がかかる場合があります）。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

税務上の具体的なお質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

① 個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは以下のとおりです。

(イ) 応募株主等が日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき（1 株当たりの買付価格が当社の 1

株当たりの資本金等の額を上回る場合)は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合(1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額以下の場合)には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入になります。

配当とみなされる金額については20.315%(所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)に基づく復興特別所得税(以下、「復興特別所得税」といいます。))15.315%、住民税5%)に相当する金額が源泉徴収されます(国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません)。ただし、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等(以下、「大口株主等」といいます。)に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)に相当する金額が源泉徴収されます。また、譲渡収入から当該株式にかかる取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

(ロ) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当所得とみなされる金額について、15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

- ② 法人株主の場合は、みなし配当課税として、買付価格が1株当たりの資本金等の額を超過する部分について、その差額に対して原則として15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)に相当する金額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることが出来る株主で、かつ、それを希望する株主は、公開買付期間末日(平成26年3月24日)までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに決済開始日の前営業日(平成26年4月15日)までに同届出書を公開買付代理人にご提出下さい。

(7) その他

- ① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を利用して行われるものでもなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)は公開買付代理人

に対し以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び「公開買付応募申込書」送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報若しくは書類（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは「公開買付応募申込書」の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

- ② 当社は、当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、当社の第一位株主である Zen-Noboks（当社普通株式を 4,878,400 株（平成 26 年 2 月 21 日現在）保有しており、当社株式保有割合は 49.43%に相当します。）から、保有する当社普通株式の一部である 592,200 株（発行済株式総数に対する割合 6.00%）について、本公開買付けに対して応募する旨の回答を得ております。また、本公開買付けに対して応募しない当社普通株式については、今後も継続的に保有する旨の回答を得ております。なお、Zen-Noboks は応募する 592,200 株のうち、73,800 株を株式会社三井住友信託銀行に担保として提供しておりますが、平成 26 年 2 月 21 日現在、当該担保権の担保権者との間において担保権を解除するための手続き中であり、担保権を解除のうえ応募するとの報告を受けております。

（8）支配株主との取引等に関する事項

①支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

当社の代表取締役社長である鎌田信夫の個人資産管理会社である Zen-Noboks は、当社発行済株式総数の 49.43%を所有している親会社であることから、本公開買付けによる同社からの自己株式の取得は、東京証券取引所の有価証券上場規程に定められる支配株主との取引等に該当します。

当社が、平成 25 年 6 月 27 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」では、当該指針を定めておりませんが、少数株主の保護の観点から、以下の措置を講じております。

②公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

・公正性を担保するための措置

自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法によって実施いたします。また、買付価格については、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることといたしました。よって特に有利な条件での取引には該当しないものと考えます。

・利益相反を回避するための措置

当社代表取締役社長である鎌田信夫は、Zen-Noboks の代表取締役社長を兼務しており、本公開買付けに関して特別利害関係を有することから、当社と Zen-Noboks との事前の協議には同社の立場からのみ

参加し、当社の立場からは参加しておらず、本公開買付けに関する取締役会の審議及び決議にも参加しておらず、決定の独立性は確保されております。

上記より、当該取引は少数株主にとって不利益なものではないと考えます。

③当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社の独立役員である社外監査役2名（畑克海、高德信男）から、本公開買付けに係る当社の決定について、以下により当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の意見書を平成26年2月21日に取得しております。

- ・株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、自己株式の具体的な取得方法については、公開買付けの手法によって実施されること。
- ・公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格を買付価格としていること。よって特に有利な条件での取引には該当しないものと考えること。
- ・当社代表取締役社長である鎌田信夫は、Zen-Noboksの代表取締役社長を兼務しており、本公開買付けに関して特別利害関係を有することから、当社とZen-Noboksとの事前の協議には同社の立場からのみ参加し、当社の立場からは参加しておらず、当該取引に関する取締役会の審議及び決議にも参加しておらず、決定の独立性は確保されていること。

（ご参考） 平成26年2月21日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く）	9,869,048株
自己株式数	396株

以上